

岡山市新型コロナウイルス感染症 対応記録

令和6年3月
岡山市

目次

はじめに	2
I 概要	
1 感染状況	5
2 組織体制	8
3 応援体制	9
4 BCPの適用	10
5 市における主な対応	11
II 感染拡大の波ごとの対応	
第1波	15
第2波	26
第3波	35
第4波	45
第5波	56
第6波	66
第7波	78
第8波	88
5類感染症移行後	100
III 新型コロナウイルスワクチン接種	103
IV まとめ	111
V 付属資料	114

はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和2年3月22日に本市初の感染者を確認して以降、令和5年5月8日に感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となるまでの間に、市内でも約20万人の感染者が発生した未曾有の災禍となりました。

本市では、市民、事業者、医療従事者をはじめとする関係者の皆様のご尽力のもと、市職員も一丸となり、市民の命と健康を守り、感染拡大防止と社会経済活動の維持・両立を模索しながら懸命に対応して、感染の波を乗り越えてきました。

一方で、特に市内での感染者発生当初には、治療法が確立されていない未知のウイルスであったことや、インターネットを中心に、正確な情報と不確実な情報が混在したことなどにより、市民が不安や漠然とした恐怖を抱くようになり、感染者に対する誹謗中傷や偏見は、医療従事者やその家族にも向けられるなど、感染に対する過剰な反応に「感染症リスクコミュニケーション」が重要な課題となりました。

また、ウイルスが変異を繰り返し感染の波が増減する中、市民生活を守るため、感染拡大防止と社会・経済・教育活動などとの両立をどう図るか。加えて、国・県が感染症法に基づく様々な権限を行使する中で、市としてどう対応していくべきかといった様々な場面で揺れ続けた3年間でした。

この度、これまでの市の取組を振り返り、今後の新興感染症発生時の対応に生かすべく、感染拡大防止対策を中心に対応記録にまとめました。今後も感染症への備えを固め、市民の皆様の安全安心を確保してまいります。

また、一連の対策にあたっては、最前線で取り組む指定都市が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に感染症対策を展開することが重要でしたが、指定都市市長の権限は極めて限定的となっております。指定都市市長会では、令和3年以降、国に対する要望として、都道府県知事の権限を委譲することを求めており、今後も引き続き要望してまいります。

最後に、市民や事業者の皆様には、国の緊急事態措置等に伴う外出自粛や営業時間の短縮要請など感染拡大防止に多大なご協力をいただき深く感謝申し上げますと共に、関係団体の皆さま、医療機関、関係行政機関の皆様にも厚く御礼申し上げます。

I 概要

I 概要

1 感染状況

(1) 感染者数・死亡者数

岡山市内1例目の感染者が発生した令和2年3月22日以降、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが5類に移行した、令和5年5月8日までの間、感染状況は、拡大・縮小を繰り返し、八つの感染ピークがありました。

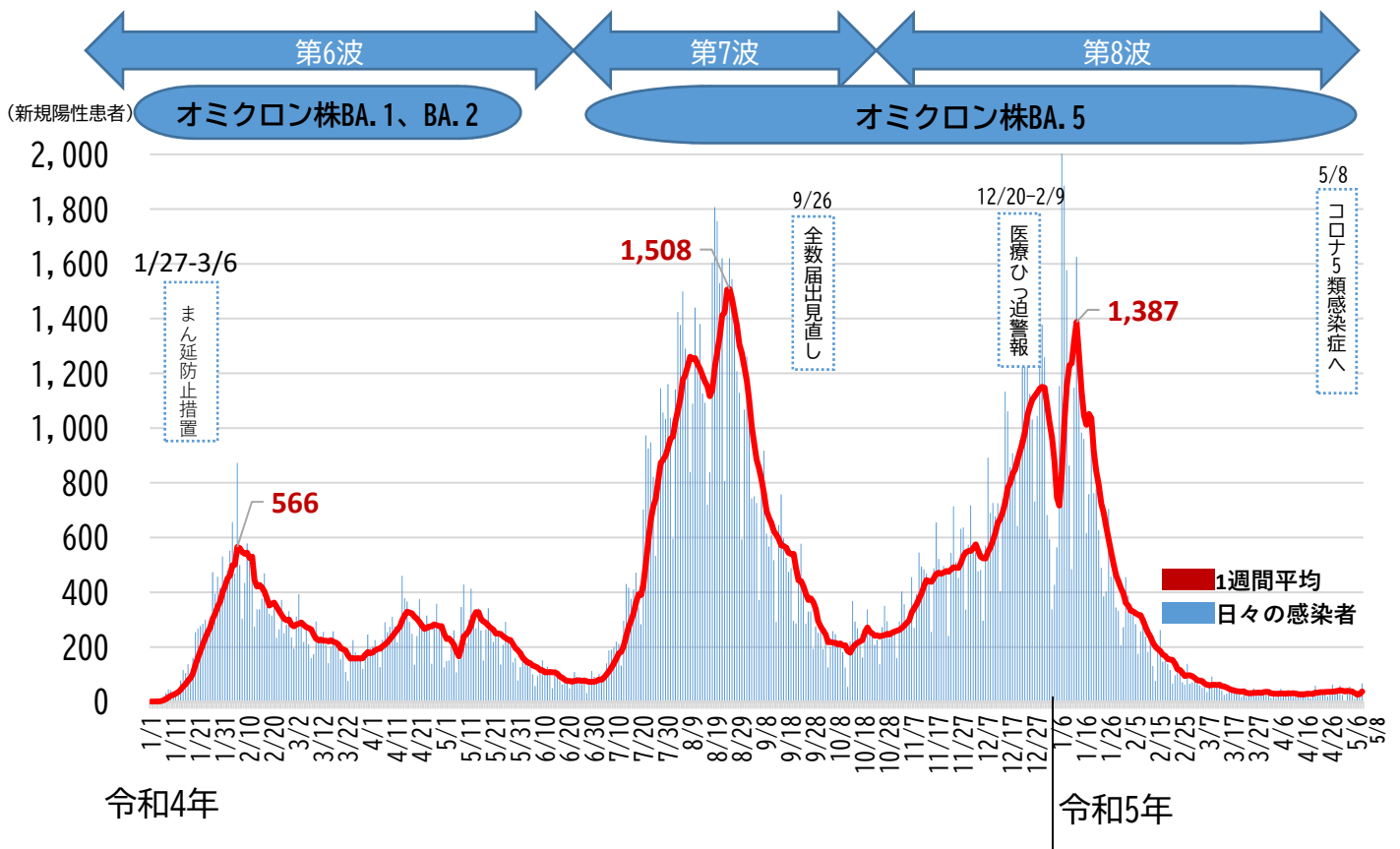
この間、市内の累計感染者数は199,203人、死亡者数は308人に上りました。

波	期間	市内感染者数	死亡者数
第1波	令和2年1月30日～令和2年5月31日	16人	0人
第2波	令和2年6月1日～令和2年9月30日	89人	1人
第3波	令和2年10月1日～令和3年3月31日	1,319人	15人
第4波	令和3年4月1日～令和3年6月30日	2,575人	27人
第5波	令和3年7月1日～令和3年12月31日	3,862人	2人
第6波	令和4年1月1日～令和4年6月30日	41,271人	54人
第7波	令和4年7月1日～令和4年10月31日	76,814人	69人
第8波	令和4年11月1日～令和5年5月7日	73,257人	140人

(2) 新規陽性患者の推移【R2. 3. 22～R3. 12. 31】



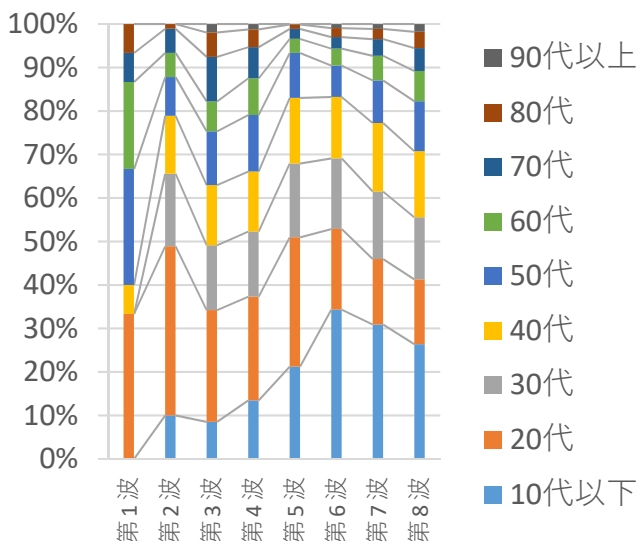
(3) 新規陽性患者の推移【R4.1.1~R5.5.8】



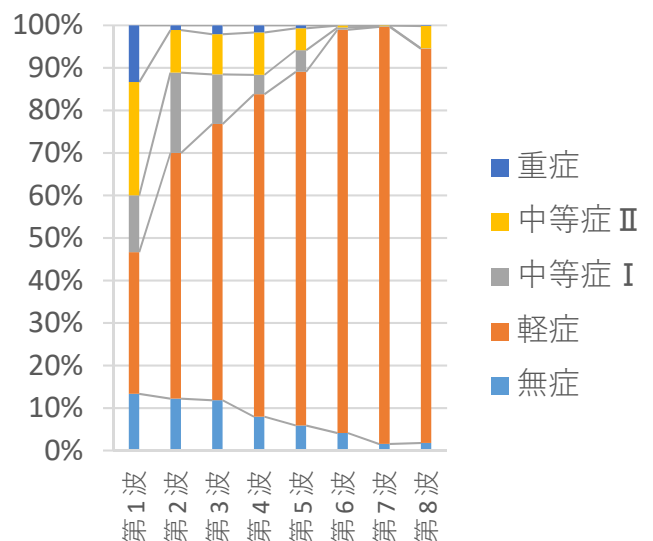
(4) 感染者の年齢構成・重症度分布の推移

感染者の年齢構成割合や重症度の分布は、流行株の変化やワクチン接種の効果により変化しました。流行初期の第1波では人工呼吸器が必要となる重症者や中等症の割合が約4割でしたが、第6波以降は軽症者が9割以上と多くを占めました。

年代別感染者割合



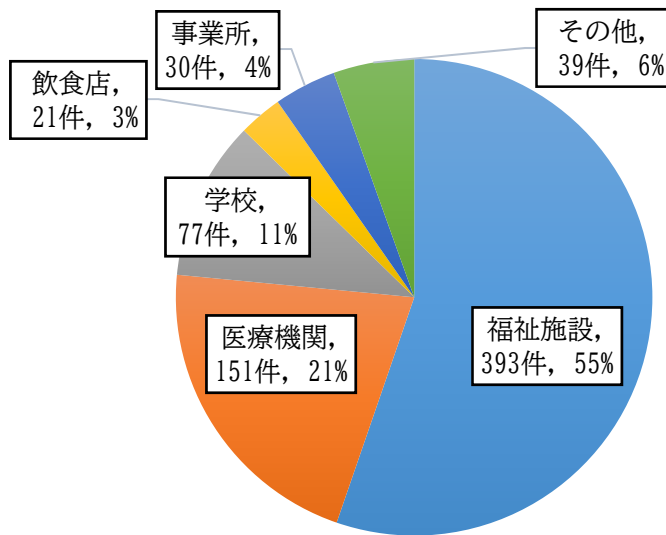
感染者の重症度分布



※症状の分類	重症度	酸素飽和濃度	臨床状態
	軽症	96%以上	肺炎の所見なし (呼吸器症状なし)
	中等症Ⅰ	93% < SpO2 < 96%	呼吸困難 肺炎の所見あり
	中等症Ⅱ	93%以下	酸素投与が必要
	重症	—	集中治療室・人工呼吸器が必要

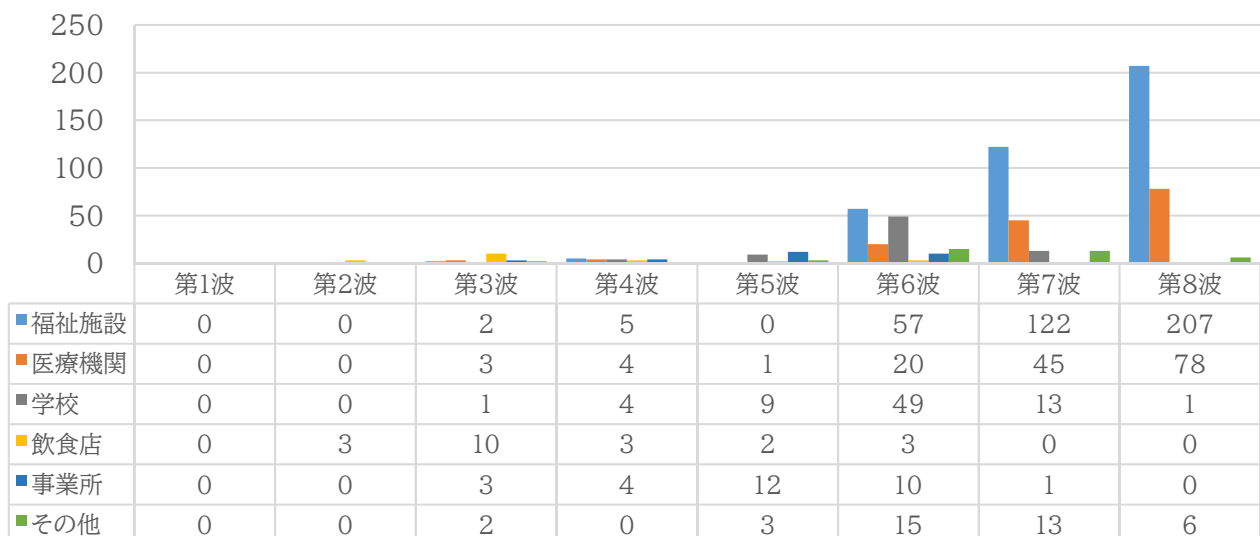
(5) 集団感染（クラスター）の発生状況

令和2年7月18日に接待を伴う飲食店でクラスター1例目が発生し、その後は保育・幼児教育施設、学校、高齢者施設などでの発生が続きました。発生を施設別に見ると、福祉施設が半数以上を占め、次いで医療機関が多い状況でした。



クラスターの発生件数
令和2年7月18日～令和5年5月7日
N=711件

感染の波ごとのクラスター発生件数



I 概要

2 組織体制

(1) 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年1月15日の国内1例目の患者確認を受け、保健所内で対策会議を開き、同年1月28日には庁内の関係課との連絡会議を開催しました。

全庁的に対応すべき事態であると判断し、令和2年2月21日に市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報収集・共有や庁内関係機関が相互連携を図り、市の対応方針を協議しました。

令和2年4月7日以降は、新型インフルエンザ等対策特別措置法により「岡山市新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づく本部を設置し、令和5年5月7日の新型コロナウイルス感染症の5類移行までの3年間に本部会議を計67回開催しました。

(2) 保健所（新型コロナウイルス保健・衛生本部）

令和2年1月6日から保健所保健課感染症対策係で、医療機関に対して新型コロナウイルス関連肺炎に関する注意喚起などの情報提供を開始しました。

1月21日に岡山県内の保健所連絡会議が開催され、今後の対応について協議しました。

1月28日には、庁内関係課との連絡会議を開催し、保健所から市民へ周知する情報提供内容などを共有しました。

2月10日には保健所保健課内に帰国者・接触者相談センターとして、相談電話2回線を開設し、保健所内で保健師の応援体制を組み、市民からの相談対応を開始しました。

3月22日に市内初となる患者が発生しました。保健所内で対応していましたが、相談件数の増加等により業務がひっ迫したため、4月23日に患者対応業務の本部として、保健福祉会館4階に、新型コロナウイルス保健・衛生本部を設け、事業者管理・市民啓発・患者調整の3グループ体制で対応を始めました。

以降、感染拡大や国の方針等に合わせ、人事異動や兼務発令等により必要な人員を確保するとともに、業務ごとの班体制を設け、業務を行いました。

第3波の感染拡大を受け、令和3年1月18日からは、保健福祉局内に加えて全庁から職員応援を開始しました。

令和3年4月には機構改革により、保健所保健課感染症対策係を感染症対策課とし、保健師等を増員することで体制強化を図りました。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、5類感染症へ移行するまでの間に保健師正規職員の増員が逐次図られました。

時期	保健師人数
令和2年4月	135人
令和3年4月	143人
令和4年4月	150人
令和5年4月	151人（任期付を含む）

新型コロナウイルスワクチン接種については、令和2年10月の国の通知を受けて、令和3年1月に保健管理課内に新型コロナワクチン担当職員を配置し、ワクチン配送ルート確立や、接種体制整備、接種券発行、相談窓口業務を開始しました。

I 概要

3 応援体制

第1波：兼務辞令を発令し、保健所新型コロナウイルス保健・衛生本部へ職員を配置
 帰国者・接触者相談センター業務委託を開始（岡山県看護協会）
 第2波：保健福祉局内（福祉事務所）での応援体制（PCR検査会場で従事）を整備
 第3波：全庁的な応援体制や人材派遣（看護職）を導入
 第4波：患者発生数等を基準とした応援人員数を設定
 第5波：全庁的な応援体制をフェーズⅠ～Ⅳの基準により運営
 第6波：感染急拡大を受け、フェーズⅤ、Ⅵを追加（R4.1.20本部会議）
 以降、業務の効率化や届出対象の変更、業務委託・人材派遣（事務職）の活用等により、
 第7波以降、応援の動員人数は減少し、令和4年9月には全数届出の見直しもあり、第8波の
 頃には保健所内応援のみで対応

時期	最大人員(全職種)及び内訳	執務室
第1波	最大 37人 保健所保健課(13)、保健所(11) 保健福祉局(5)、全庁(3)、委託(5)	保健福祉会館2F・4F
第2波	最大 48人 保健所保健課(25)、保健所(15) 保健福祉局(3)、全庁(0)、委託(5)	保健福祉会館4F
第3波	最大 84人 保健所保健課(33)、保健所(22) 保健福祉局(6)、全庁(15)、委託・派遣(8)	保健福祉会館4F(使用不可時に9F)・8F
第4波	最大 133人 保健所感染症対策課(39)、保健所(48) 保健福祉局(7)、全庁(15)、委託・派遣(24)	保健福祉会館4F・8F・9F 本庁舎7F大会議室
第5波	最大 168人 保健所感染症対策課(54)、保健所(30) 保健福祉局(11)、全庁(41)、委託・派遣(32) (うち公民館・図書館17)	保健福祉会館4F・9F 職員研修所2F・3F
第6波	最大 257人 保健所感染症対策課(54)、保健所(32) 保健福祉局(25)、全庁(112)、委託・派遣(34) (うち公民館・図書館25)	保健福祉会館4F・8F・9F 職員研修所2F・3F 本庁舎7F大会議室
第7波	最大 222人 保健所感染症対策課(55)、保健所(23) 保健福祉局(24)、全庁(58)、委託・派遣(62)	保健福祉会館4F・9F 職員研修所2F・3F 本庁舎7F大会議室
第8波	最大 161人 保健所感染症対策課(59)、保健所(15) 保健福祉局(0)、全庁(0)、委託・派遣(87)	保健福祉会館4F・9F 職員研修所2F・3F

応援職員の業務配置

	保健師等 衛生職 事務職								
	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波	
患者登録・文書管理等									
疫学調査等									
PCR検査									
受診調整・療養支援									
電話相談・健康観察									

フェーズごとの応援体制基準

フェーズ	I	II	III	IV	V	VI
新規患者数	0≦	15<	30<	50<	150<	300<
自宅療養患者数	0≦	50<	100<	200<	800<	1600<
局内職員	4	4	6	8	12	16
(福祉事務所)	2	2	3	4	6	8
全庁職員	10	15	25	35	60	95

※上記それぞれに補充枠(フェーズⅠ～Ⅳ：5人、フェーズⅤ～Ⅵ：10人)を加える
 ※フェーズ切替は、直近1週間の新規患者数・自宅療養患者数いずれかの平均値が上位フェーズの水準に達した時とする

フェーズごとの保健師応援体制

フェーズ	I	II	III	IV	V	VI
保健所	3	6	9	14	17	26
感染症対策課	3	3	3	4	5	6
健康づくり課	—	3	6	10	12	20
人材派遣等※	8	8	10	14	20	22
局内保健師	—	—	1	1	1	2
全庁保健師	—	—	—	—	1	1

※流行初期は人材派遣等の人員確保ができるまでの間、保健所内保健師で対応

4 BCP（業務継続計画）の適用

令和4年1月20日、第6波の感染急拡大を受け、一部で市民サービスの低下を伴うことも想定されるものの、保健所業務を維持し、市民の生命及び健康を保護し、適切な医療に繋げることを最優先するために、業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を適用することを、第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定しました。

業務継続計画に基づき公民館・図書館は臨時休館となり、職員は保健所業務の応援に従事しました。

- 休館期間 公民館（全37館） 令和4年1月21日～3月6日
 市立図書館（全10館） 令和4年1月21日～3月7日

【参考】最大動員人数 257人（第6波 R4.2.12）

- ・ 統括・事務統括・企画調整・広報 18人、PCR検査対応 16人
- ・ 感染症患者対応（患者調査、受診調整、療養管理支援、文書作成）155人
 電話：89回線（会館4階21, 9階24, 8階8, ほっとプラザ3階12・2階24）
- ・ 自宅療養者対応 53人 電話：50回線（本庁7階）
- ・ 受診・相談センター 15人 電話：17回線（ほっとプラザ3階）

I 概要

5 市における主な対応

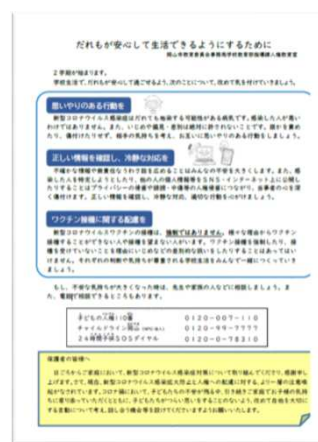
(1) 学校等における対応

○ 感染防止、拡大防止策

- 基本的な感染症対策の徹底、保健衛生用品の配備など安心安全な環境整備に努めました。
- 学校等で感染者が発生した際には、保健所と情報共有しながら学級閉鎖や接触者検査等の対応をしました。
- 教職員へのマスク配布、健康観察の徹底や濃厚接触者等で検査対象となった場合の報告体制を整えました。

○ 学びの継続・保護者支援

- 休校時を中心に、児童生徒の自主的な学習場面において活用するため、インターネットを使った学習を支援するツールを導入しました。
- 家庭にWi-Fi環境がない就学援助世帯に、通信費の補助を実施しました。
- 児童生徒の学習サポート事業に遠隔リモートを導入しました。
- 修学旅行の中止に伴い発生した費用を市が負担し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。
- 感染やマスク着用の有無によるいじめ・差別などが起きることのないよう、児童生徒の感染症に対する不安に寄り添いながら指導するよう、周知・啓発を行いました。



(2) 保育園等における対応

○ 感染防止、拡大防止策

- 基本的な感染症対策の徹底、保健衛生用品の配備など安心安全な環境整備に努めました。
- 感染者が発生した際には、保健所と情報共有しながら保育の継続や接触者検査等の対応を行いました。
- 保育利用申込に関して、説明動画の公開や、一次申込の来所時間のWEB予約制を導入し、3密回避の工夫をしました。

○ 保育の継続、子どもの居場所確保

- 感染対策をとりながら保育を継続し、保護者の就労を支援しました。
- 放課後児童クラブに対して、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置期間であっても、感染対策を講じた上で開所するよう、要請しました。

○ 経済的負担の軽減

- 感染や濃厚接触者等により放課後児童クラブを利用しなかった場合に、利用料減免を行いました。
- 保育園・こども園では感染拡大防止のため登園自粛した場合に、保育料及び副食費の減免を行いました。
- 子ども食堂等におけるフードドライブや弁当配布等の活動に補助金を交付しました。



(3) 高齢者・障害者施設等への対応

○ 感染防止、拡大防止策

- ・ 衛生用品(マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド他)が不足する施設には、市から配布を行いました。
- ・ 入所施設は集団感染のリスクが高いことから、感染の早期発見のため、職員等の頻回検査用に検査キットを配布しました。
- ・ 面会が制限される中、面会機会を確保するため、施設系介護サービス事業所に対して、タブレット等テレビ面会に必要な機器整備の経費補助を行いました。
- ・ 高齢者施設等に対して、感染対策マニュアルの周知や感染症対策に関する研修会を開催しました。
- ・ 患者発生時の報告体制を整備し、施設内における対応方法の指導・助言や接触者検査等を通じ、施設内の感染拡大防止を図りました。

○ 高齢者の介護予防・日常生活支援

- ・ 高齢者の閉じこもりによる「生活不活発」防止のためのチラシを作成し、新聞折込しました。
- ・ 市民のひろばに「3つの活でコロナウイルスに勝つ！リーフレット」を挟み込み、市内全世帯に配布しました。
- ・ 介護予防活動のPRとして、介護予防動画の配信、「3活(活動・活力・活気)」や「不活発防止」等をキーワードにしたチラシやリーフレットの作成、介護予防普及活動、テレビCM、フェイスブックの更新などを行いました。



(4) 市民に向けた情報発信

○ 広報

- ・ 「スイッチ！おかやま」と題し、専用ホームページや啓発資料を作成し、新型コロナウイルスに対応した新たな生活様式の確立のための啓発を行いました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部会議後に、市長記者会見やビデオメッセージにより情報発信しました。
- ・ 市ホームページに、新型コロナウイルス感染症に関する専用ページを設け、感染状況等を日々更新するとともに、トップページに、新型コロナウイルス感染症の枠を設け、市民が知りたい情報にすぐたどり着けるよう体系化して、各項目へのリンクを設けるなどの工夫をしました。
- ・ SNS配信を行い、日々の感染状況の発信や、感染拡大の状況に応じて感染予防などの注意喚起を行いました。

○ 人権尊重など

- ・ 感染予防やワクチン接種についての案内通知や相談に多言語で対応しました。
- ・ 市ホームページに「人権への配慮について」を掲載しました。



(5) 社会経済活動の支援

○ 事業者への各種支援金

- ・ 感染拡大の影響を受ける市内事業者に対して、事業継続支援金の支給や、売り上げが減少している中小企業者・小規模事業者に補助金を支給しました。

○ 消費喚起

- ・ 感染の影響が長期化する中、落ち込んだ消費を呼び起こすため「スマートフォン決済ポイント還元事業」を実施しました。

○ 社会活動支援

- ・ 「岡山市トップチーム応援プロジェクト」や文化芸術活動支援「文化の灯を消さない！プロジェクト」で活動継続やキャンセル料等の支援を行いました。



岡山市 岡山からのお知らせ
事業継続支援金 中小・小規模事業者向け

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している岡山市内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

【支 給 額】

① **20万円** 対象者：中小企業者（小規模事業者を除く）
② **10万円** 対象者：小規模事業者（個人事業主等を除く）

・併給制限無しで支給できます。
・申請後、約2週間程度での支給を想定しています。

【支給対象者】

以下の(1)の(2)のいずれの要件を満たしている事業者
(1) 主たる事業所が岡山市内にある中小企業者又は小規模事業者
(2) 令和2年2月～6月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比2割以上減少していること。
※同月の「特例化算作業」と重複して支給することができません。
※一家向けに支給する場合は、併給制限の対象外となります。
※中小企業者・小規模事業者の区分は国税庁のホームページをご覧ください。

<p style="text-align: center;">【申請手続き】</p> <p>申請はオンラインで実施可能なため、申請書は「申請書ダウンロード」からダウンロードし、印刷して提出してください。 ※申請書の提出は「申請書提出専用窓口」にて実施してください。 ※申請書の提出は「申請書提出専用窓口」にて実施してください。 ※申請書の提出は「申請書提出専用窓口」にて実施してください。</p>	<p style="text-align: center;">【申請先】</p> <p>岡山商工会議所、岡山商工会、岡山市商工会、岡山市商工会、岡山市商工会、岡山市商工会</p> <p style="text-align: center;">【申請期間】</p> <p>令和2年6月1日(金)～ 令和2年11月30日(月)</p>
---	---

(6) 市民向け・子育て支援

○ 個人向け支援

- ・ 国の家計支援として特別定額給付金(1人あたり10万円)、臨時特別給付金（市民税非課税世帯等に10万円）を給付しました。
- ・ 国民健康保険における保険料の減免や傷病手当金の給付、介護保険料の減免、水道料金の基本料金減免や支払い猶予等の対応を行いました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて不安を抱える市民に対して、メンタルヘルズ相談を行いました。

○ 子育て世帯への支援

- ・ 国の施策「子育て世帯や市民税非課税の子育て世帯に対する臨時特別給付金（児童手当対象児童向け5万円）」に加え、市は独自に「ひとり親世帯への支援金（2万円）」を給付しました。
- ・ ひとり親家庭等の孤立を防止するためピアサポートの実施や、電話やSNSで相談を受ける「ひとり親家庭等相談支援事業」を行いました。